

紙 表

空調機保守点検役務

件名	空調設備保守点検役務	仕様書 番号
名称	紙 表	20
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和7年3月24日

仕 様 書

1 役 務 名

空調設備保守点検役務

2 役 務 場 所

- (1) 静岡県御殿場市中畑2092-2 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地構内
- (2) 静岡県御殿場市中畑2092 キャンプ富士構内

3 役 務 概 要

- (1) 吸収式冷温水機及び付帯設備の保守点検・・・303、522、543号建物
- (2) 空調設備（チリングユニット）の保守点検・・・524、526号建物
- (3) 空冷ヒートポンプ式パッケージ型空調設備及び空冷ヒートポンプ式パッケージ型空調設備（ヒールマナ）・・・303、540、547、552号建物
- (4) 上記(1)～(4)の不具合が発生した場合の速やかな故障対応及び見積資料の作成

4 契 約 期 間

契約締結後～令和8年3月31日（火）

5 一 般 事 項

(1) 適用範囲

本役務は、本仕様書・図面・機械工事共通仕様書、財団法人建築保全センター編集の「建築保全業務共通仕様書」、関係諸規則に準拠し実施するものとする。又、本仕様書に明記ない事項であっても技術上当然実施すべき事項は業者の負担において実施するものとする。

(2) 出入門申請、提出書類

出入門申請及び提出書類は、すべて官側で示す規格様式により作成のうえ提出する。

(3) 材 料

役務の実施に必要な消耗部品及び薬剤等は、すべて請負者の負担による。

(4) 写真・報告書

各作業終了後、保守点検結果報告書及び役務写真を速やかに提出すること。

(5) 後片付け

竣工に際しては、建物等の後片付け及び清掃を確実に実施する。

(6) 疑 義

図面と仕様書との内容に明示のない場合には、すべて監督職員と協議するものとし、軽微なものについては監督職員の指示に従うものとする。

(7) 関係者の立入範囲

関係者の資器材の搬入及び隊内行動範囲等についてはすべて監督職員の指示に従うものとし、それ以外の区域に立入ってはならない。

(8) 現場管理

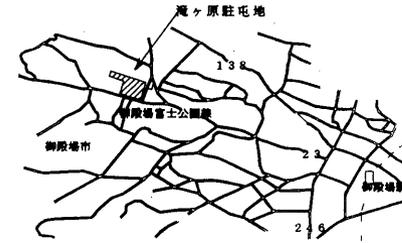
請負業者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当り関係者の監督及び火災、盗難その他災害の防止について、十分な注意を払う。現場においては、常に整理整頓を行い特に危険箇所の点検を行う等、事故の防止につとめる。災害等については、自らその責に任ずるものとする。

(9) 電気及び水

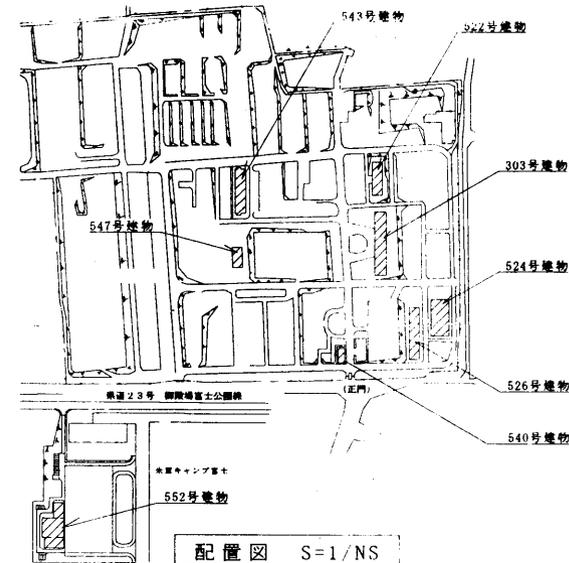
本役務で使用する電気及び水については、原則請負者が負担するものとする。やむを得ず使用する場合には、事前に監督職員と協議するとともに、役務完了後速やかに料金を支払う。

(10) 補償、賠償

役務実施にあたり、隊員若しくは部外者等に障害を与えた場合、または、施設等を破損した場合、この原因が役務に係わると認められた場合はすべて請負業者が補償、賠償の責を負うものとする。



案内図 S=1/NS



配置図 S=1/NS

役 務 名	空調機保守点検役務	図面 番号	1/12
図 面 名	仕様書(1)・案内図・配置図	縮 尺	-
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和7年3月24日	

5 保守点検機器一覧

(1) 303号建物 (6 (1)、(2)、(4)、7)

機器名	仕様	数量	設置場所	保守回数
ユニット型 空気調和機	機種：DHU-80K (暖冷工業) DHU-200K (暖冷工業) 冷房能力：53KW, 110KW 暖房能力：60KW, 111KW	1基 1基	1F 機械室	冷房イン×1
吸収冷温水機	機種：CH-KG60ST (矢崎総業) 冷房能力：197KW 暖房能力：191KW	1基	1F 機械室	冷房イン×1 冷房オン×1 暖房イン×1
冷却塔	機種：SKB-60GR (空研工業) 冷却能力：366KW	1基	屋外	冷房イン×1 冷房オフ×1
冷却水ポンプ (空調用ポンプ)	機種：80X65FS4K57.5 (エハラ) 出力：7.5KW	1台	1F 機械室	冷房イン×1
冷温水ポンプ (空調用ポンプ)	機種：80X65FS4K511 (エハラ) 出力：11.0KW	2台	1F 機械室	冷房イン×1
膨張タンク	機種：BL-60 (N) (ホコス)	1台	1F 機械室	冷房イン×1

(2) 522号建物 (6 (1)、(2)、(4)、7)

機器名	仕様	数量	設置場所	保守回数
ユニット型 空気調和機	機種：15EB (タケシ工業) 冷房能力：63.8KW 暖房能力：64.6KW	1基	1F 機械室	冷房イン×1
吸収冷温水機	機種：CH-KG30ST (矢崎) 冷房能力：96.6KW 暖房能力：117.5KW	1基	1F 機械室	冷房イン×1 冷房オン×1 暖房イン×1
冷却塔	機種：SKB-30GS (空研工業) 冷却能力：194.5KW	1基	屋外	冷房イン×1 冷房オフ×1
冷却水ポンプ (空調用ポンプ)	機種：65X50FS4J53.7 (エハラ) 出力：3.7KW	1台	1F 機械室	冷房イン×1
冷温水ポンプ (空調用ポンプ)	機種：50X40FSG52.2 (エハラ) 出力：2.2KW	2台	1F 機械室	冷房イン×1

(3) 543号建物 (6 (1)、(2)、(4)、7)

機器名	仕様	数量	設置場所	保守回数
ユニット型 空気調和機	機種：WM-SVK25 (暖冷工業) WM-SVK50 (暖冷工業) 冷房能力：28.8KW, 58.3KW 暖房能力：25.4KW, 50.5KW	1基 1基	1F 機械室	冷房イン×1
吸収冷温水機	機種：CH-V50ST (矢崎総業) 冷房能力：126.3KW 暖房能力：132.4KW	1基	1F 機械室	冷房イン×1 冷房オン×1 暖房イン×1
冷却塔	機種：SBW-50ESS (エハラ) 冷却能力：234.9KW	1基	建物屋上	冷房イン×1 冷房オフ×1
冷却水ポンプ (空調用ポンプ)	機種：80X65FS4K57.5 (エハラ) 出力：7.5KW	1台	1F 機械室	冷房イン×1
冷温水ポンプ (空調用ポンプ)	機種：80X65FS2G55.5 (エハラ) 出力：5.5KW	2台	1F 機械室	冷房イン×1
膨張タンク	機種：G-60 (森永エンジニアリング)	1台	1F 機械室	冷房イン×1

(4) 308号建物 (6 (1)、(2)、7、8)

機器名	仕様	数量	設置場所	保守回数
ユニット型 空気調和機	機種：WM-SVK75 (暖冷工業) 冷房能力：80KW 暖房能力：69KW	1基	1F 機械室	冷房イン×1
膨張タンク	機種：AFX-80NX (ホコス)	1台	1F 機械室	冷房イン×1

(5) 524号建物 (6 (1)、(3)、7、8)

機器名	仕様	数量	設置場所	保守回数
ユニット型 空気調和機	機種：DV-9 (暖冷工業) 冷房能力：69,900kcal/h 暖房能力：54,500kcal/h	1基	1F 機械室	冷房イン×1
フィンクユニット	機種：RCMNP1500AVB 能力：106KW	1基	屋外	冷房イン×1 冷房オフ×1 漏えい点検×1
冷水ポンプ	機種：80X65FSK511 (エハラ) 能力：11KW	1台	1F 機械室	冷房イン×1
温水ポンプ	機種：80X65FSK511 (エハラ) 能力：11KW	1台	1F 機械室	

役務 名称	空調機保守点検役務	図面 番号	2/12
図面 名称	仕様書 (2)	縮尺	
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和7年3月24日	

(6) 526号建物 (6 (1)、(3)、7、8)

機器名	仕様	数量	設置場所	保守回数
ユニット型 空気調和機	機種：DV-3 (暖冷工業) 冷房能力：15,910kcal/h 暖房能力：13,000kcal/h	1基	1F 機械室	冷房イン×1
チリングユニット	機種：UWAA500AC (UWAA250A1C, A2C) 能力：42,900Kcal/h	2基/組	屋外	冷房イン×1 冷房オフ×1 漏えい点検×1
冷水ポンプ	機種：GEJ405M2ME2.2 (川本製作所) 能力：2.2KW	1台	1F 機械室	冷房イン×1
温水ポンプ	機種：40X32FS2F5.75 (エハラ) 能力：0.75KW	1台	1F 機械室	

(7) 303号建物 (6 (5)、8)

機器名	仕様	数量	設置場所	保守回数
空冷ヒートポンプ式 パッケージ型 空気調和機 (ヒールマルチ)	機種： 室外機 RXP560A (タキオン工業) 冷房能力：56.0KW 暖房能力：63.0KW	1基	屋外	冷房イン×1 漏えい点検×1

(9) 540号建物 (6 (5)、8)

機器名	仕様	数量	設置場所	保守回数
空冷ヒートポンプ式 パッケージ型 空気調和機 (ヒールマルチ)	機種： 室外機 PUHY-RP280DMG9 (三菱電機) 冷房能力：28.0KW 暖房能力：31.5KW	1基	屋外	冷房イン×1 漏えい点検×1
	機種： 室外機 PUSY-FP140MH2 (三菱電機) 冷房能力：11.2KW 暖房能力：12.5KW	1基	屋外	冷房イン×1 漏えい点検×1

(10) 547号建物 (6 (5)、8)

機器名	仕様	数量	設置場所	保守回数
空冷ヒートポンプ式 パッケージ型 空気調和機	機種：SZVCP450MKR (タキオン工業) 冷房能力：40.0KW (顕熱：33.0KW)	1組	屋外	冷房イン×1 漏えい点検×1
	機種：SZVYCP140PR (タキオン工業) 冷房能力：12.5KW 暖房能力：14.0KW	1組	機械室	冷房イン×1 漏えい点検×1

(12) 552号建物 (6 (5)、(6)、8)

機器名	仕様	数量	設置場所	保守回数
空冷ヒートポンプ式 パッケージ型 空気調和機	機種：RCI-AP140AV (日立) 冷房能力：12.5KW	3基	屋上	冷房イン×1 漏えい点検×1
	機種：RCI-AP112AV (日立) 冷房能力：10.0KW	2基	屋上	冷房イン×1 漏えい点検×1

役務名称	空調機保守点検役務	図面番号	3/12
図面名称	仕様書(3)	縮尺	-
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和7年3月24日	

6 点検内容

(1) ユニット型空調和機 (303号、308号、522号、543号、524号、526号)

作 業	作 業 内 容	時 期
ア 基礎・固定部	<ul style="list-style-type: none"> ・き裂、沈下等の有無を点検する。 ・固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 ・防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無を点検する。 	すべて 冷房イ
イ 外部の状況		
(ア) 本体	<ul style="list-style-type: none"> ・腐食、変形、破損等の有無を検査する。 	
(イ) 保温材及び吸音材	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷及び脱落の有無を点検する。 	
ウ 送風機		
(ア) 羽根車	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。 ・回転バランスの良否を点検する。 	
(イ) シャフト	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れ、さび、摩耗等の有無を点検する。 	
(ウ) ベルト	<ul style="list-style-type: none"> ・緩み、摩耗、損傷等の有無を点検する。 	
(エ) プーリー	<ul style="list-style-type: none"> ・摩耗等の有無を点検する。 	
(オ) 軸受	<ul style="list-style-type: none"> ・音、振動等の異常の有無を点検する。 	
(カ) カップリング	<ul style="list-style-type: none"> ・給油の状態を点検する。 ・摩耗、損傷等の有無を点検する。 	
(キ) 電動機	<ul style="list-style-type: none"> ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・回転方向が正しいことを確認する。 ・電流が定格値内であることを確認する。 	
エ 熱交換器	<ul style="list-style-type: none"> ・冷温水コイル、蒸気コイル等の汚損、腐食、損傷等の有無を点検する。 	
オ 加湿器	<ul style="list-style-type: none"> ・加湿ノズルのつまりの有無を点検する。 ・作動の良否を点検する。 ・加湿状態点検用ランプが点灯していることを確認する。 ・つまり、腐食等の有無を点検する。 	
カ エリミネーター		
キ 水系統		
(ア) ドレンパン	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。 	
(イ) ドレン排水	<ul style="list-style-type: none"> ・本体のドレン排水を行い、つまりのないことを確認する。 	
ク エアフィルター		
(ア) ろ材	<ul style="list-style-type: none"> ・つまり、損傷等の有無を点検する。 	
(イ) 枠	<ul style="list-style-type: none"> ・変形、腐食等の有無を点検する。 	
ケ 運転調整	<ul style="list-style-type: none"> ・運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 ・運転電流が定格以下であることを確認する。 	

役 務 名 称	空調機保守点検役務	図面 番号	4/12
図 面 名 称	仕様書(4)	縮 尺	—
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和7年3月24日	

(2) 吸収冷温水機 (303号、522号、543号)

点 検	点 検 内 容	時 期
ア 基礎固定部	<ul style="list-style-type: none"> ・き裂、沈下等の有無を点検する。 ・固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 ・取付状態を点検する。 	<p>イン</p> <p>イン・オ</p> <p>オ</p>
イ 外観の状況		
(ア) 本体及び付属品	<ul style="list-style-type: none"> ・腐食、変形、破損等の有無を点検する。 	イン・オ
(イ) 保温材及び保冷材	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷及び脱落の有無を点検する。 	イン
ウ 付属品		
(ア) 温度計及び圧力計	<ul style="list-style-type: none"> ・破損の有無を点検する。 	イン・オ
(イ) 付属弁	<ul style="list-style-type: none"> ・弁の開閉の良否を点検する。 ・調整弁が、冷房運転時の調整開度であることを確認する。 	イン・オ
エ 動力盤	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房の切り換えが正しいことを確認する。 ・絶縁抵抗を測定し、その良否を点検する。 ・作動の良否を点検する。 	イン・オ
オ 電気系統		
(ア) 操作回路及び電動機回路	<ul style="list-style-type: none"> ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。(30V未満の回路は除く。) 	イン
(イ) 端子	<ul style="list-style-type: none"> ・緩み、変色及び損傷の有無を点検する。 	イン
(ウ) タイマー	<ul style="list-style-type: none"> ・起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することを確認する。 	イン
(エ) サーマルリレー	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンドポンプ、ブロワーファン等の各モーター用・サーマルリレーの設定値を・確認する。 	イン
(オ) 操作盤内	<ul style="list-style-type: none"> ・盤内部の汚れを点検する。 	イン
(カ) 接地	<ul style="list-style-type: none"> ・断線及び緩みの有無を点検する。 ・必要に応じ接地抵抗を測定し、その良否を確認する。 	イン
カ 保安装置		
(ア) 作動試験	<ul style="list-style-type: none"> ・リレー及び保護装置が規定値で作動することを確認する。 	イン
(イ) インターロック	<ul style="list-style-type: none"> ・作動の良否を点検する。 	イン
キ 冷水及び冷却水系統	<ul style="list-style-type: none"> ・出口及び入口の圧力損失が規定値にあることを確認する。 ・各水室部に水漏れのないことを確認する。 ・冷却水系統の水抜き確認を行う。 	<p>イン</p> <p>イン</p>
ク 運転調整		
(ア) 音及び振動	<ul style="list-style-type: none"> ・異常のないことを確認する。 	イン・オ
(イ) 電流及び電圧	<ul style="list-style-type: none"> ・運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることを確認する。 	イン・オ

点 検	点 検 内 容	時 期
(ア) 電動機	<ul style="list-style-type: none"> ・運転電流が規定値以下であることを確認する。 ・電動機の回転方向が正しいことを確認する。 	<p>イン</p> <p>イン</p>
(イ) 温度制御	<ul style="list-style-type: none"> ・設定温度で作動することを確認する。 	イン・オ
(ウ) 熱交換器	<ul style="list-style-type: none"> ・冷水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることを確認する。 ・不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無を点検する。 	イン・オ
ケ 真空気密		
(ア) パラジウムセルユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・パラジウムセル部の焼損及び劣化度を点検する。 	イン・オ
(イ) リーク試験	<ul style="list-style-type: none"> ・機内に不凝縮ガスのないことを確認する。 	イン・オ
コ 冷媒及び吸収剤	<ul style="list-style-type: none"> ・攪拌した溶液を適量採取して腐食防止剤濃度及びpHが規定の許容範囲内にあることを確認する。 ・溶液に汚れのないことを確認する。 	イン・オ
サ 機器用水質	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレーナー、ダートポケット等の水回路の水洗い等を2回以上行う。インヒビターは点検時に準備し、投入は状況に応じ実施する。 	オ

役 務 名 称	空調機保守点検役務	図面 番号	5/12
図 面 名 称	仕様書(5)	縮 尺	—
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和7年3月24日	

(3) チリングユニット (308号、524号、526号)

点 検	点 検 内 容	時 期
ア 基礎・固定部	<ul style="list-style-type: none"> ・き裂、沈下等の有無を点検する。 ・固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無を点検する。 ・防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。 	<ul style="list-style-type: none"> ｲﾝ・㉵ ｲﾝ・㉵ ｲﾝ・㉵
イ 外観状況		
(ア) 本体	・腐食、変形、破損等の劣化の有無を点検する。	ｲﾝ・㉵
(イ) 保冷材	・保冷材の損傷及び脱落の有無を点検する。	ｲﾝ・㉵
ウ 内部の状況	・熱交換器のフィンコイルの汚れ、損傷等の有無を点検する。	ｲﾝ・㉵
エ 付属品		
(ア) 温度計及び圧力計	<ul style="list-style-type: none"> ・正常値を指示していることを点検する。 ・取付け部等の漏れの有無を点検する。 ・汚れ及び損傷の有無を点検する。 	<ul style="list-style-type: none"> ｲﾝ・㉵ ｲﾝ・㉵ ｲﾝ・㉵
(イ) 安全弁	・漏れの有無及び作動の良否を点検する。	ｲﾝ
オ 電気系統		
(ア) 操作回路及び動力回路	・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	ｲﾝ・㉵
(イ) 端子	・緩み、変色及び破損の有無を点検する。	ｲﾝ・㉵
(ウ) グランケースヒーター	<ul style="list-style-type: none"> ・温度の異常の有無を点検する。 ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ｲﾝ・㉵ ｲﾝ・㉵
(エ) 盤	・異物の付着、緩み及び変形の有無を点検する。	ｲﾝ・㉵
(オ) 電磁開閉器	・異音及び劣化の有無を点検する。	ｲﾝ・㉵
(カ) 接地	<ul style="list-style-type: none"> ・断線及び緩みの有無を点検する。 ・接地抵抗を測定し、その良否を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ｲﾝ ｲﾝ
カ 保安置置		
(ア) 圧力開閉器	・設定値で作動することを確認する。	ｲﾝ
(イ) 吐出ガス温度サーモ	・作動の良否を点検する。	ｲﾝ
(ウ) 断水リレー	・作動の良否を点検する。	ｲﾝ
(エ) インターロック	・作動の良否を点検する。	ｲﾝ
(オ) 水凍結防止サーモ	・作動の良否を点検する。	ｲﾝ
(カ) 可溶栓	・変形、破損等の有無を点検する。	ｲﾝ
キ 冷凍系統	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス漏れの有無を点検する。 ・配管の損傷、接触、摩耗、腐食等の有無を点検する。 	<ul style="list-style-type: none"> ｲﾝ・㉵ ｲﾝ・㉵
ク 潤滑油系統	・油の汚れの有無及び油量の適否を点検する。	ｲﾝ・㉵
ケ 冷水及び冷却水系統	<ul style="list-style-type: none"> ・漏れの有無を点検する。 ・弁の開閉の良否を点検する。 	<ul style="list-style-type: none"> ｲﾝ ｲﾝ
コ 排水	・通水試験を行い、流れに支障のないことを確認する。	ｲﾝ・㉵

点 検	点 検 内 容	時 期
サ 運転調整		
(ア) 音・振動	・異常がないことを確認する。	ｲﾝ
(イ) 電源電圧・電流	<ul style="list-style-type: none"> ・運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることを確認する。 ・主電源、圧縮機電流及び送風機電流が規定値以下にあることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ｲﾝ ｲﾝ
(ウ) 冷媒ガス	・高圧側及び低圧側の圧力、温度等の冷媒ガスの状態を把握するために必要な計測を行い、その値が許容範囲内にあることを確認する。	ｲﾝ
(エ) 冷凍機油	・油圧、温度等を計測し、その値が許容範囲内にあることを確認する。	ｲﾝ
(オ) 熱交換状況	・冷媒、冷却水及び冷水の温度等を点検し、熱交換状況が正常であることを確認する。	ｲﾝ
(カ) 自動制御	・温度、圧力、容量及びタイマー制御が設定値で作動することを確認する。	ｲﾝ
(キ) 保存	・水系統（排水系統を除く。）は、確実に水を抜いたうえで保存する。	㉵

役 務 名 称	空調機保守点検役務	図面 番号	6/12
図 面 名 称	仕様書(6)	縮 尺	—
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和7年3月24日	

(4) 冷却塔 (303号、522号、543号)

点 検	点 検 内 容	時 期
ア 基礎・固定部	<ul style="list-style-type: none"> ・き裂、沈下等の有無を点検する。 ・基礎ボルトの緩み及び劣化の有無を点検する。 ・防振装置の損傷等の有無を点検する。 ・防振ストッパーの緩み及び劣化の有無を点検する。 	<ul style="list-style-type: none"> イン イン イン イン
イ 塔本体		
(ア) 本体	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷、変形及び汚れの有無を点検する。 	イン・ウ
(イ) 散水装置	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷、変形、さび及び汚れの有無を点検する。 ・散水穴の目詰まりの有無を点検する。 ・散水管の回転が円滑であることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> イン・ウ イン・ウ イン・ウ
(ウ) エリミネータ	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する。 	イン・ウ
(エ) ルーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する。 	イン・ウ
(オ) 充填材	<ul style="list-style-type: none"> ・スケール・スライム等の付着の有無を点検し除去する。 ・目詰まりの有無を点検する。 ・座屈、変形等の有無を点検する。 	<ul style="list-style-type: none"> イン・ウ イン・ウ イン・ウ
(カ) 骨組み及び脚	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷、変形等の有無を点検する。 ・固定金具の劣化及び組立ボルトの緩みの有無を点検する。 	<ul style="list-style-type: none"> イン・ウ イン・ウ
(キ) 梯子及び点検扉	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷、変形、腐食等の有無を点検する。 	イン・ウ
ウ 水槽		
(ア) 本体	<ul style="list-style-type: none"> ・内外面の損傷、変形及び汚れの有無を点検する。 ・水漏れの有無を点検する。 ・水位が規定の位置にあることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> イン・ウ イン・ウ イン
(イ) 給水装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ボールタップ等が確実に作動することを確認する。 	イン・ウ
(ウ) ストレーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・目詰まり、損傷等の有無を点検する。 	イン・ウ
(エ) フレキシブルジョイント	<ul style="list-style-type: none"> ・接続部の緩み、腐食等の有無を点検する。 	イン・ウ
エ 送風機		
(ア) 羽根車	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷、腐食、汚れ等の有無を点検する。 ・回転に支障のないことを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> イン・ウ イン・ウ
(イ) ファンケーシング	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷、腐食等の有無を点検する。 	イン・ウ
(ウ) 軸受	<ul style="list-style-type: none"> ・軸が円滑に回転することを確認する。 ・油量の適否を点検する。 	<ul style="list-style-type: none"> イン・ウ イン
(エ) 電動機	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷、腐食等の有無を点検する。 ・円滑に回転することを確認する。 ・絶縁抵抗値を測定し、その良否を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> イン イン・ウ イン

作 業	作 業 内 容	時 期
(オ) ベルト	<ul style="list-style-type: none"> ・張り具合の適否を点検する。 	イン・ウ
(カ) プーリー	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷、摩耗の有無を点検する。 	イン・ウ
オ 運転調整	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷、摩耗等の劣化の有無を点検する。 ・電動機の回転方向が正しいことを確認する。 ・音及び振動に異常のないことを確認する。 ・電源電圧の変動が規定値内にあることを確認する。 ・運転電流が定格値以下にあることを確認する。 ・散水管の回転数が許容範囲内にあることを確認する。 ・散水が均一に分散していることを確認する。 ・水槽の水位が運転前及び運転の状態規定値内にあることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> イン イン イン イン イン イン イン
カ シーズンオフ時	<ul style="list-style-type: none"> ・器内の水を確実に抜いたうえ保存する。 	ウ

役 務 名 称	空調機保守点検役務	図面 番号	7/12
図 面 名 称	仕様書(7)	縮 尺	
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和7年3月24日	

(5) 空冷ヒートポンプ式パッケージ型空気調和機及び空冷ヒートポンプ式パッケージ型空気調和機 (ヒートポンプ)
(303号、308号、540号、547号、552号)

作業箇所	保守点検内容	時期
ア 基礎・固定部	<ul style="list-style-type: none"> ・き裂、沈下等の有無を点検する。 ・固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無を点検する。 ・防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。 	すべて 冷房イ
イ 外観の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・腐食、変形、破損等の劣化汚れの有無を点検する。 	
(ア) 本体	<ul style="list-style-type: none"> ・保冷材の損傷及び脱落の有無を点検する。 	
(イ) 保冷材	<ul style="list-style-type: none"> ・フィンコイルの汚れ、損傷等の有無を点検する。 	
ウ 内部の状況		
エ 付属品	<ul style="list-style-type: none"> ・正常値を指示していることを確認する。 ・取付け部等の漏れの有無を点検する。 ・汚れ及び損傷の有無を点検する。 ・漏れ及び異常の有無を点検する。 	
(ア) 温度計・圧力計		
(イ) 安全弁		
オ 電気系統	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房又は暖房切替えスイッチ及び四路切換弁の作動の良否を点検する。 	
(ア) 冷暖房切替	<ul style="list-style-type: none"> ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 	
(イ) 操作回路及び動力回路		
(ウ) 端子	<ul style="list-style-type: none"> ・緩み、変色及び破損の有無を点検する。 	
(エ) クランクケースヒーター	<ul style="list-style-type: none"> ・温度の異常の有無を点検する。 ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・通電状態及び発熱状態に異常のないことを確認する。 	
(オ) 操作盤	<ul style="list-style-type: none"> ・異物の付着、緩み及び変形の有無を点検する 	
(カ) 電磁開閉器	<ul style="list-style-type: none"> ・異音及び劣化の有無を点検する。 	
(キ) 接地	<ul style="list-style-type: none"> ・断線及び緩みの有無を点検する。 ・接地抵抗を測定し、その良否を確認する。 	
カ 保安装置	<ul style="list-style-type: none"> ・設定値で作動することを確認する。 	
(ア) 圧力開閉器	<ul style="list-style-type: none"> ・作動の良否を点検する。 	
(イ) 吐出ガス温度サーモ	<ul style="list-style-type: none"> ・作動の良否を点検する。 	
(ウ) 断水リレー	<ul style="list-style-type: none"> ・作動の良否を点検する。 	
(エ) インターロック	<ul style="list-style-type: none"> ・作動の良否を点検する。 	
キ 冷媒系統	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス漏れの有無を点検する。 ・配管の損傷、接触、磨耗及び腐食の有無を点検する。 	
ク 潤滑油系統	<ul style="list-style-type: none"> ・油の汚れの有無及び油量の適否を点検する。 	

作業箇所	保守点検内容	時期
ケ 水系統	<ul style="list-style-type: none"> ・漏れの有無を点検する。 ・開閉の良否を点検する。 	すべて 冷房イ
(ア) 冷温水		
(イ) 弁	<ul style="list-style-type: none"> ・通水試験を行い、流れに支障が無いことを確認する。 	
(ウ) 排水		
コ 送風機	<ul style="list-style-type: none"> ・磨耗、緩み及び損傷の有無を点検する。 ・異音及び異常振動の有無を点検する。 ・損傷、振動等の有無を点検する。 	
(ア) Vベルト		
(イ) 軸受		
(ウ) 羽根車		
サ 運転調整	<ul style="list-style-type: none"> ・回転方向が正しいことを確認する。 ・異常の無いことを確認する。 ・運転時における主電源電圧の変動が規定値内にあることを確認する。 ・主電流、圧縮機電流及び送風機電流が規定値内にあることを確認する。 	
(ア) プロペラファン		
(イ) 音及び振動		
(ウ) 電源電圧・電流		
(エ) 冷媒ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧側及び低圧側の圧力、温度等の冷媒ガスの状態を把握するために必要な計測を行い、その値が許容範囲内にあることを確認する。 	
(オ) 冷凍機油	<ul style="list-style-type: none"> ・油圧、温度等を計測し、その値が許容範囲内にあることを確認する。 	
(カ) 熱交換状況	<ul style="list-style-type: none"> ・冷媒、冷却風、冷水又は温水の温度等を点検し、熱交換状況が正常であることを確認する。 	
(キ) 自動制御	<ul style="list-style-type: none"> ・温度、圧力、容量及びタイマー制御が設定値で作動することを確認する。 	
シ 除霜装置	<ul style="list-style-type: none"> ・暖房運転時の場合は、作動の良否を点検する。 	

役 務 名 称	空調機保守点検役務	図面 番号	8/12
図 面 名 称	仕様書(8)	縮 尺	
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和7年3月24日	

7 作業内容 (303号、308号、522号、543号、524号、526号)

(1) 配管系統

作業	作業内容	時期
ア 冷温水管(往・返)	・各バルブが確実に開いていることを確認する。また、閉になってる箇所は、流量及び圧力に注意し開にする。	ｲﾝ
イ 蒸気管(往・返)	・吸収式冷凍機(往)のストレーナメッシュの清掃をする。	ｲﾝ
	・各バルブが確実に開いていることを確認する。また、閉になってる箇所は、流量及び圧力に注意し開にする。	ｲﾝ
	・吸収式冷凍機(往)のストレーナメッシュの清掃をする。	ｲﾝ
	・安全弁の点検を実施し、異常があれば調整する。	ｲﾝ
ウ 冷却水管(往・返)	・各バルブが確実に開いていることを確認する。また、閉になってる箇所は、流量及び圧力に注意し開にする。	冷房ｲﾝ
	・冷却水が満水であることを確認する。	冷房ｲﾝ
	・ドレンが閉まっていることを確認する。	冷房ｲﾝ
	・各バルブを全開する。	ﾌﾞ
エ 冷温水ポンプ	・バルブを開け、エア抜きを実施し異常なく運転させる。	ｲﾝ
オ 冷却水ポンプ	・バルブを開け、エア抜きを実施し異常なく運転させる。	冷房ｲﾝ
	・バルブを全開する。	ﾌﾞ

(2) 機器類

作業	作業内容	周期
ア 冷却塔	・水槽内の清掃をした後、水張りを実施する。	ｲﾝ
	・熱交換器の清掃を実施する。	ｲﾝ
	・行き配管のストレーナメッシュの清掃を実施する。	ｲﾝ
	・連続ブロー装置をONに切替る。	冷房ｲﾝ
	・連続ブロー装置をOFFに切替る。	冷房ﾌﾞ
イ ユニット型空調機	・フィルタの清掃を実施する。(524号建物設置機器は除く)	ｲﾝ
	・ピロブロックのグリスアップを実施する。	ｲﾝ
	・熱交換器の清掃を実施する。	ｲﾝ
	・加湿器スイッチをOFFにする。	冷房ｲﾝ
	・加湿器スイッチをONにする。	暖房ｲﾝ
	・ベルトの張り具合を調整する。	ｲﾝ
ウ 試運転調整	・試運転を実施する。なお冷房期間については、吸収式冷凍機(往)の水温を7~12℃の間に、チリングユニット(低圧側)温度が14℃以下になるように調整する。	ｲﾝ

(3) その他

膨張タンのガス充填を含むものとする。

8 冷媒漏えい点検 (524号、526号、303号、308号、540号、547号、552号)

(1) 定期点検内容

直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査とする。

(2) 対象機器

保守点検機器のうちのすべての第一種特定製品

(3) 点検実施者

十分な知見を有する者が自ら行うか、立ち会うこととし、当該点検に必要な資格の免状等の写しを官側へ提出する。

(4) 点検内容及び方法は、関係法令の規定に基づき実施する。

(5) 漏えい点検整備記録簿を一部作成し提出する。

9 実施時期

(1) 吸収式冷温水機及び空調設備の冷房イン、その他空調設備の漏洩点検については

5月23日(金)までに実施するものとする。また、吸収式冷温水機の点検保守については、製造メーカーの技術者に行わせること。

(2) その他の実施時期(予定)は下記によるが、細部の日程については、監督職員と協議し決定するものとする。

ア 冷房オン: 7月下旬から9月下旬頃実施するとともにインヒビターを必要量投与すること。

イ 冷房オフ: 10月上旬頃

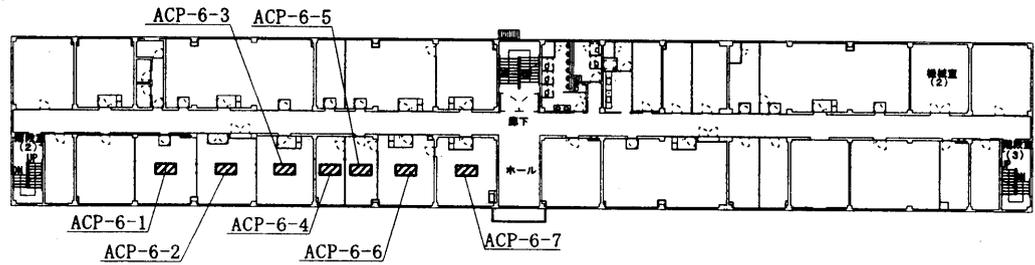
ウ 暖房イン: 10月上旬頃

10 その他

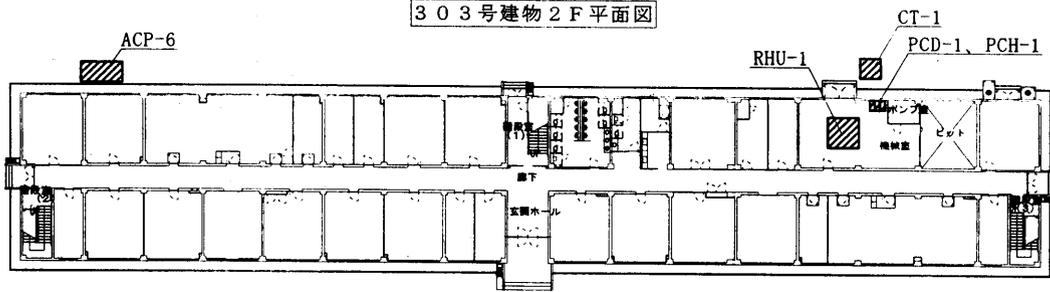
(1) 役務期間中、不具合が発生した場合は、速やかに現地を確認し原因を明らかにするとともに、軽微な調整及び処置・対策を行い、部品交換が必要な場合には報告書及び整備費見積書を提出するものとする。

(2) 点検結果報告書は1部作成し提出する。また、報告書は各点検周期ごと作成し、速やかに提出することとする。

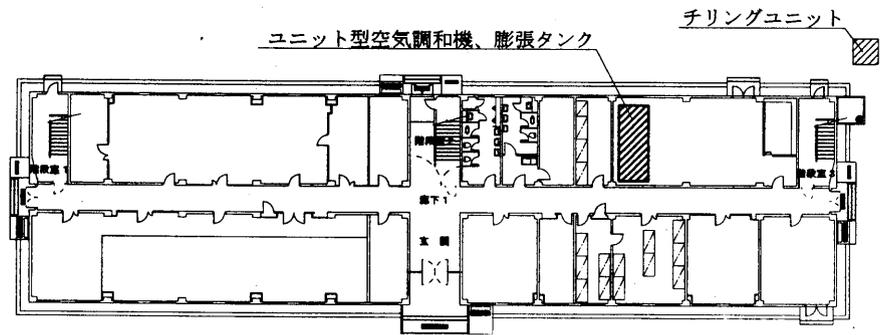
役務名称	空調機保守点検役務	図面番号	9/12
図面名称	仕様書(9)	縮尺	-
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和7年3月24日	



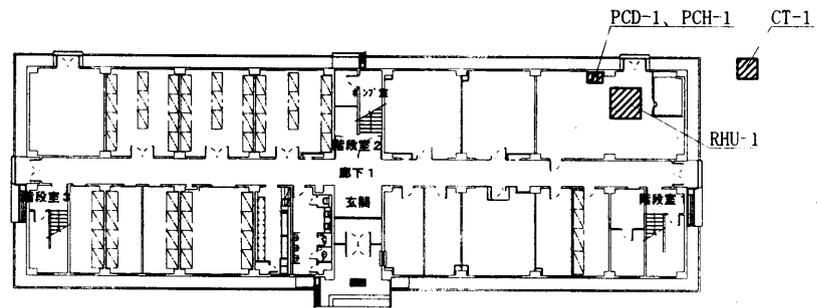
303号建物 2F 平面図



303号建物 1F 平面図

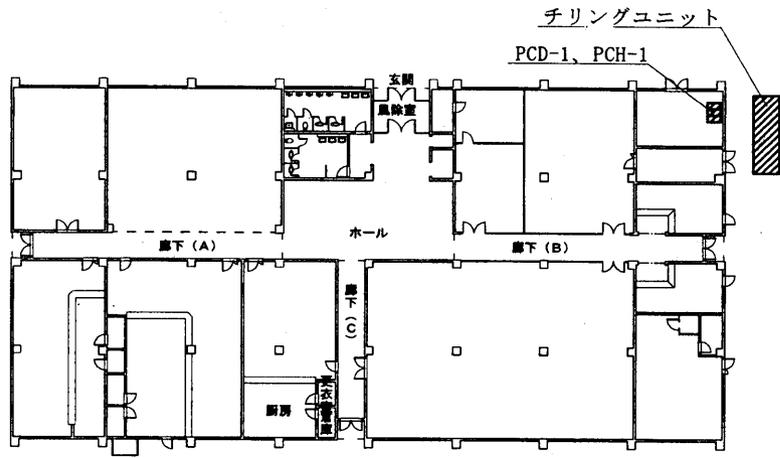


308号建物 1F 平面図

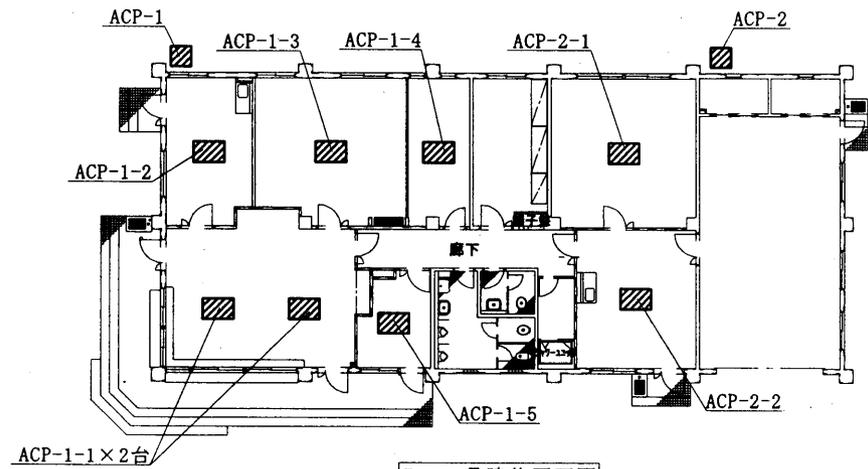


522号建物 1F 平面図

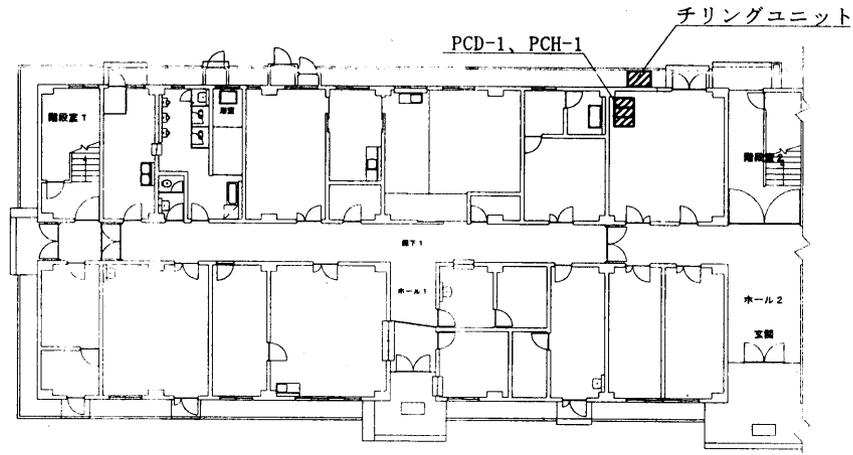
役名	職務	空調機保守点検役務	図面番号	10/12
図名		平面図(1)	縮尺	
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科			令和7年3月24日	



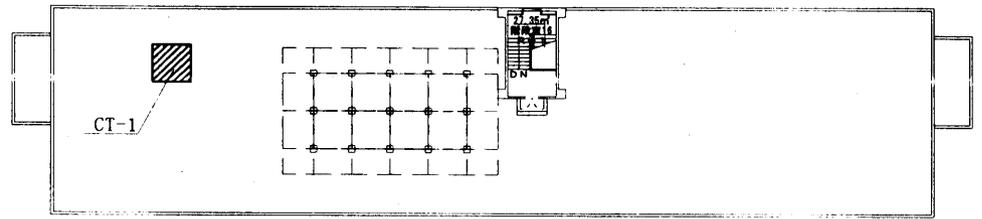
524号建物平面図



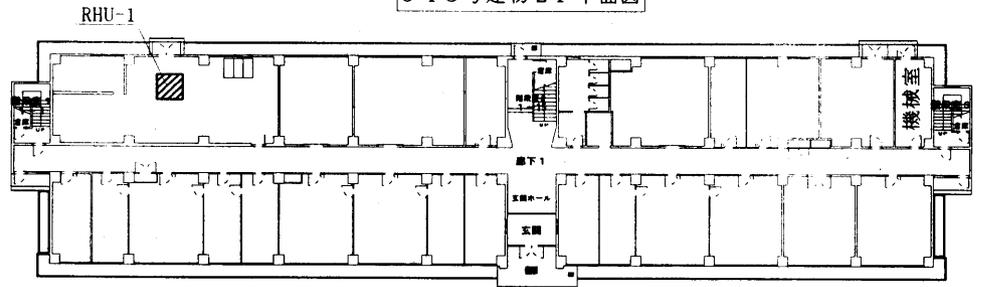
540号建物平面図



526号建物1F平面図

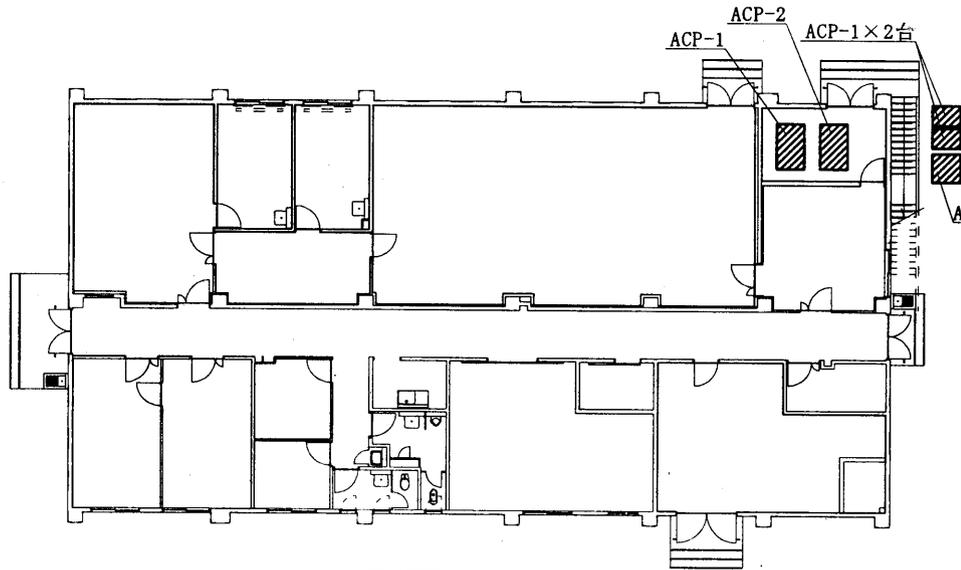


543号建物2F平面図

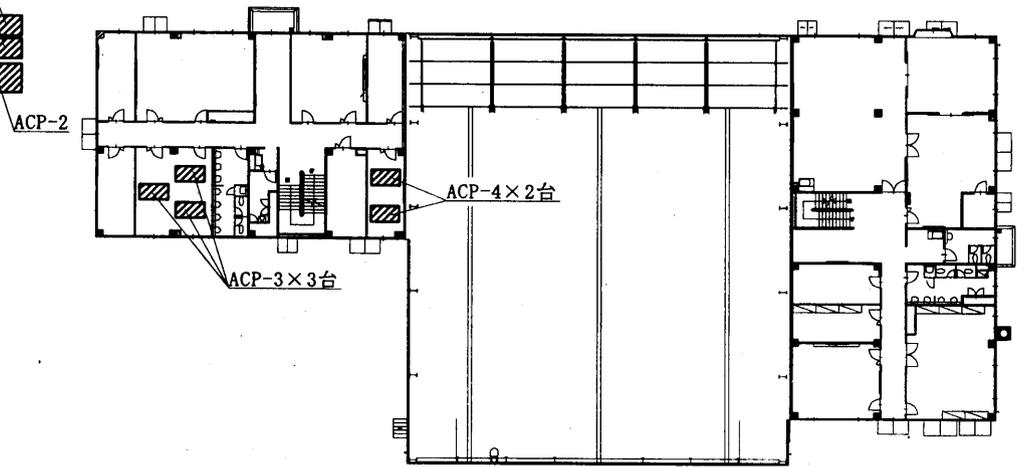


543号建物1F平面図

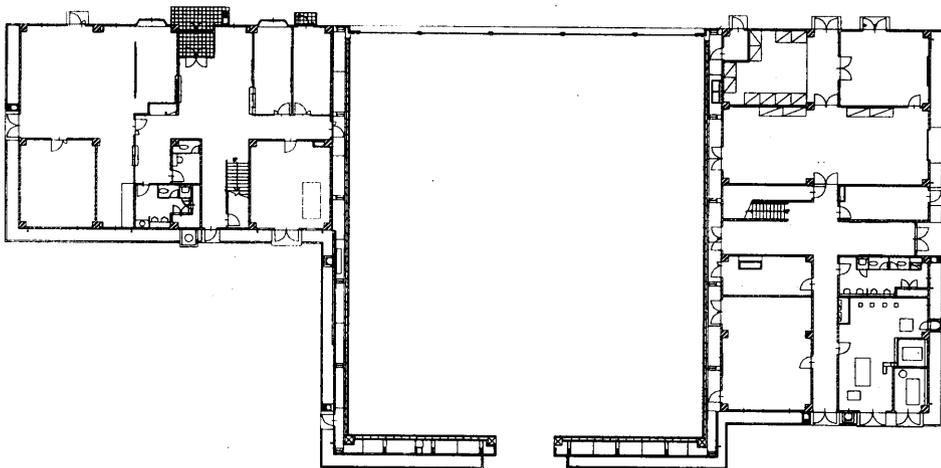
役名	務称	空調機保守点検・整備役務	図面番号	11/12
図名	面称	平面図(2)	縮尺	-
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和7年3月24日		



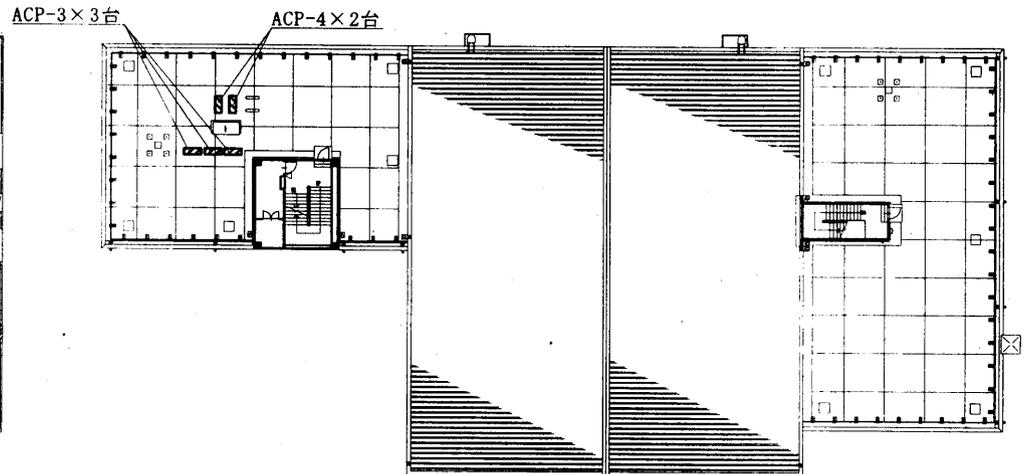
547号建物平面図



552号建物2F平面図



552号建物1F平面図



552号建物3F平面図

工 名	事 称	空 調 機 保 守 点 検 役 務	図 面 番 号	12/12
図 面 名	称	平 面 図 (3)	縮 尺	
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科			令和7年3月24日	

表 紙

窓用エアコン設置役務

件 名	窓用エアコン設置役務	仕様書 番 号
名 称	表 紙	24
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和 7年 4月 3日

仕様書

1 名称

窓用エアコン設置役務

2 搬入出先

静岡県御殿場市中畑2092-2 滝ヶ原駐屯地内

3 概要

窓用エアコン 281台の設置（官品支給、延長枠含む） 1式

4 一般事項

- (1) 本仕様書は『窓用エアコン設置役務』について適用する。
- (2) 本仕様書の内容に明示なき場合若しくは疑義が生じた場合、官側と協議して内容を確認するものとする。
- (3) 契約後、工程表を作成し提出するほか、官側から示された書類については、速やかに官側へ提出するものとする。
- (4) 作業中に隊員及び部外者等、施設等に損害を与えた場合は請負業者の責任において補償または原状回復を行う。
- (5) 本役務は駐屯地規則及び関係法令諸規則を遵守し、役務を行う上で必要かつ適切な措置を行うこと。
- (6) 本役務中における安全確保を優先し、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講ずるとともに災害発生防止に努めること。

5 特記事項

- (1) 設置にあたっては、請負者の責において、強固に取付け、安全管理上問題のないことを十分に確認し技術的操作及び設置に関する説明は請負者が実施すること。
- (2) 窓用エアコン等の集積場所からの運搬は請負側が実施し、破損しないようにすること。
- (3) 取付及びエアコンの運転に必要な作業・雑材料は請負側が準備実施すること。
- (4) 設置期限
契約日～令和7年5月30日（金）までに設置すること。
- (5) 官側が支給する設置機器等は下表とする。

(下表)

種別	規格等
窓用エアコン	コロナ CW-F1625R-WS 単相100V 本体H:780mm程度（付属枠770～1400）
延長枠	コロナ WT-9 H:1400～1900mm程度

- (5) 窓用エアコンの設置場所については下表のとおりとする。

(下表)

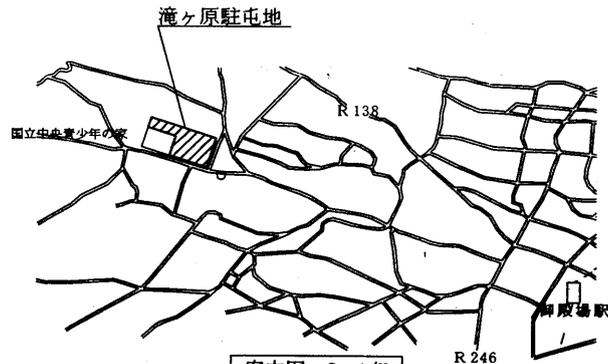
機器設置建物名称	階数	台数	窓枠の高さ等
300号建物	1F	9台	H:1470mm程度 延長枠設置含む
	2F	15台	
	3F	17台	
	4F	16台	
303号建物	1F	4台	H:1520mm程度 延長枠設置含む
	2F	4台	
	3F	15台	
308号建物	1F	3台	H:1375mm程度×6台 H:1750mm程度×11台 延長枠設置含む
	2F	1台	
	3F	13台	
522号建物	1F	2台	H:1250mm程度×6台 H:1780mm程度×22台 延長枠設置含む
	2F	1台	
	3F	14台	
	4F	11台	
528号建物	1F	5台	H:1220mm程度
	2F	10台	
	3F	13台	
	4F	14台	
538号建物	1F	11台	H:1270mm程度
	2F	12台	
	3F	11台	
	4F	12台	
543号建物	3F	17台	H:1270mm程度
	4F	16台	
	5F	17台	
239号建物	1F	3台	H:720mm程度
1127号建物	1F	9台	H:620mm程度
506号建物	1F	6台	H:1310mm程度
合計		281台	

- (7) 窓用エアコン、延長枠集積建物については下表のとおりとする。

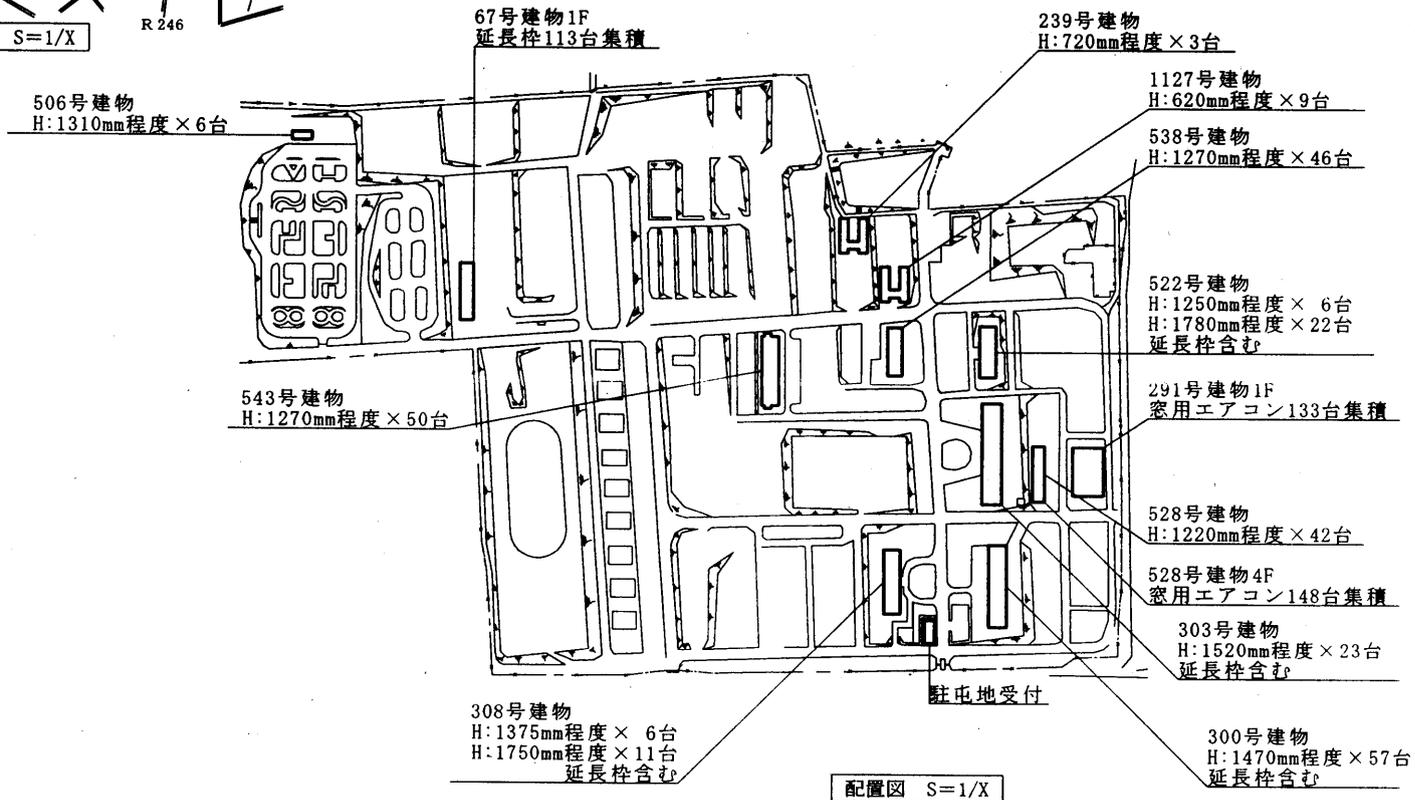
(下表)

集積建物	階数	台数	種別
528号建物	4F	148台	窓用エアコン
291号建物	1F	133台	
67号建物	1F	113台	延長枠

件名	窓用エアコン設置役務	図面番	1/2
名称	仕様書	縮尺	—
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和7年4月3日	



案内図 S=1/X



件名	窓用エアコン設置役務	図面番	2 / 2
名称	案内図・配置図	縮尺	—
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和 7年 4月 3日	

5 4 1 号建物空調機移設役務

件 名	5 4 1 号建物空調機移設役務	仕様書 番 号
名 称	表 紙	2 7
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和7年4月8日

1 件 名 541号建物空調機移設役務

2 施工場所 静岡県御殿場市中畑2092-2 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地

3 概 要 541号建物へ空調機移設 1台

4 一般事項

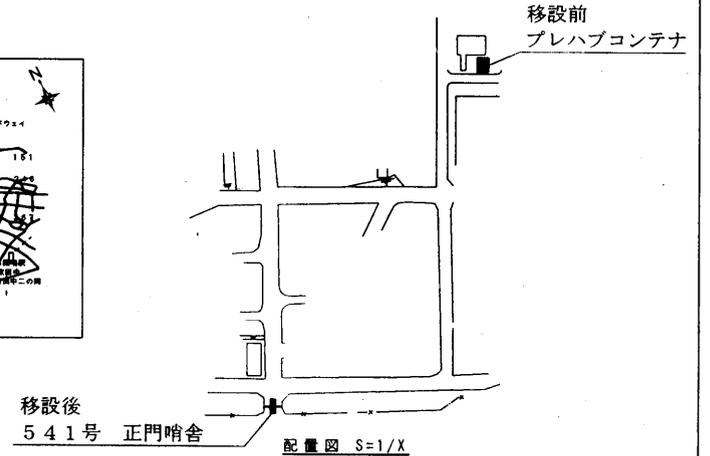
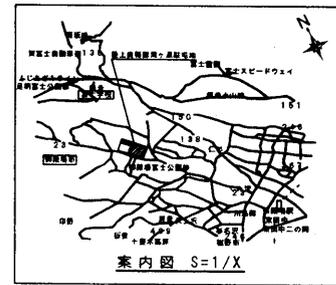
- (1) 本仕様書は、541号建物空調機移設役務について適用する。
- (2) 本施工は、本仕様書による他、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）、製造メーカーの取扱説明書及び関係諸法規に準拠し実施するものとする。
- (3) 本仕様の施工に関し、十分な知識、経験及び技術を有し、かつ施工を完全に遂行できるものとする。
- (4) 特記なき限り、本件に使用する材料は全て新品とし、監督職員の検査を受け合格したものを使用する。
- (5) 現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関連法令を厳守し行う。作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講じる等により安全管理を徹底させる。
- (6) 着工に先立ち、監督職員と協議のうえ、計画工程表を作成し監督職員へ1部提出するほか、監督職員に示された着工届、現場代理人指名通知書等の関係書類を速やかに提出する。
- (7) 施工写真は、カラーサービス版程度とし、移設前・移設中・移設後及び、監督職員が指示するものを、工専用アルバム（A4縦型）に整理のうえ1部を提出する。
- (8) 図面と仕様書の内容に相違又は明示無き場合若しくは、疑いを生じた場合は、監督職員と協議のうえ内容を確認する。
- (9) 請負者は、施工に際して駐屯地等へ立入りや駐屯地等内での行動について、常に部隊諸規則及び監督職員の指示に従うとともに、作業区域以外への立ち入りは行わない。また、駐屯地での車両移動の際には、制限速度や一時停止等の運行規則を厳守する。
- (10) 請負者は、本施工に関わる全ての事柄について、その内容が流出しないよう万全の処置を講ずる。
- (11) 既存施設、設備等の保護には十分注意し、万一破損若しくは汚損させた場合には、請負者の負担において早急に補修し原形に復旧する。
- (12) 事故発生時には、速やかに監督職員へ報告する。
- (13) 本施工に必要な電気、水等は請負業者において持ち込みとする。但し、本工事において電気、水等を官側から借受けする場合には、監督職員と調整のうえ請負者負担により計器を設置し使用量の料金を官側の規定により支払うものとする。また、試運転時の電気使用については、その限りではない。

5 特記事項

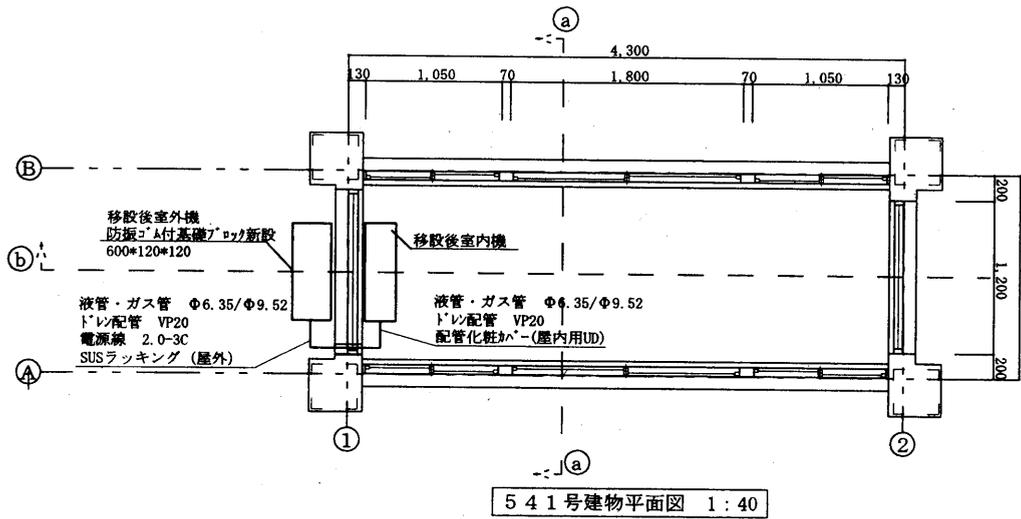
(1) 移設する空調機は表1のとおり。

(表1)				
空調機	機器仕様	設置場所	数量(台)	室外機設置場所
冷暖房空調機 (官給品)	ダイキン製 屋内外セット 室内機 F36FTDS-W 室外機 R36FPS 壁掛け形 単相100V	541号	1	地面

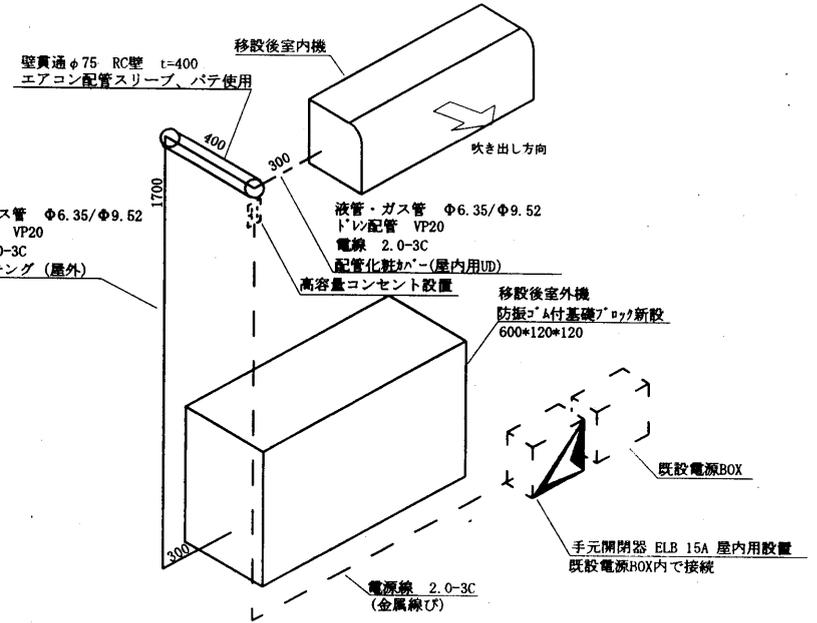
- (2) 壁貫通箇所については、配管スリーブを使用する。貫通箇所は、雨漏り等の不具合が生じないようにパテを実施する。
- (3) 電源接続については、手元開閉器箱(漏電遮断機 15A)を設置し、空調機までの配線等を行う。
- (4) 廃材等については、官側が指定する場所へ集積すること。
- (5) 移設完了後、機器が正常に作動するか監督職員の立会いのもと、試運転調整を行い異常がないことを確認し試運転報告書(様式随意)を監督官へ提出すること。
- (6) 移設に必要な雑材料及び作業は請負側が用意・実施すること。
- (7) 移設は令和7年5月30日までに実施すること。
- (8) 完了検査合格後、据付部品及び施工上の欠陥によるとみられる不具合の発生について請負業者は、1年間その責を負うものとする。



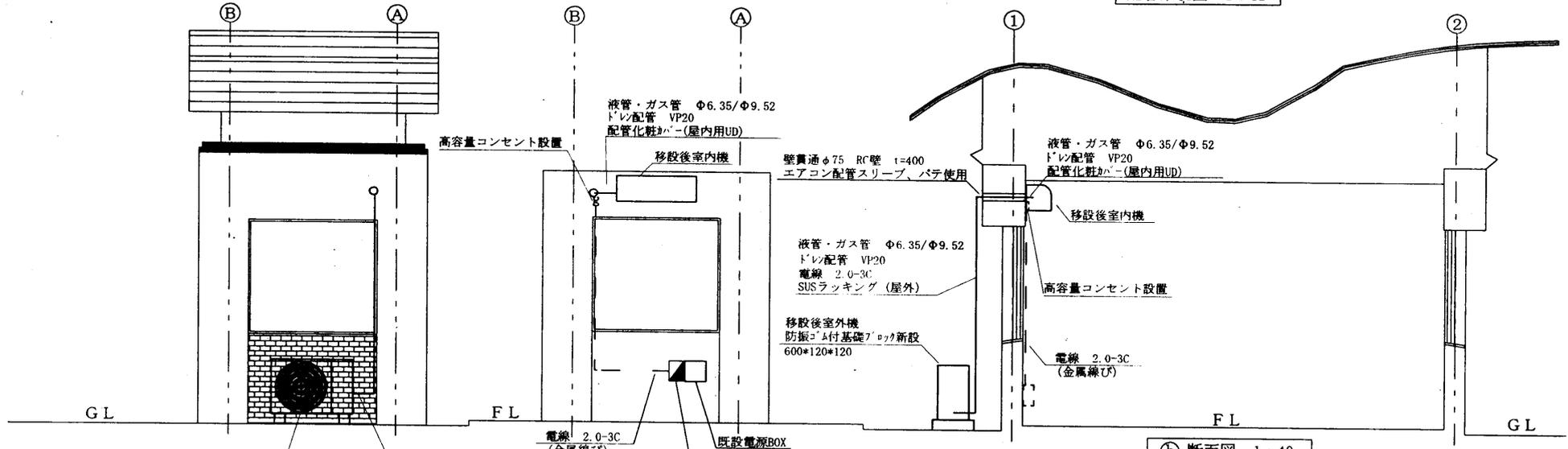
工事名称	541号建物空調機移設役務	図面番号	1/2
図面名称	仕様書・案内図・配置図	縮 尺	
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和7年4月8日	



541号建物平面図 1:40



配管系統図 1:X



屋外立面図 1:40

(a) 断面図 1:40

(b) 断面図 1:40

工事名称	541号建物空調機移設役務	図面番号	2/2
図面名称	541号建物平面図・配管系統図 屋外立面図・a断面図・b断面図	縮尺	---
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和7年4月8日	

※系統図内の数値は、近似値とし施工前に必ず実測すること

調達要求番号：5PU91A00001

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
配管気密検査の役務	EFP-Z500032B	
	作成	平成26年 5月26日
	変更	令和 2年 7月 1日
	作成部隊等名	富士燃料出張所

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊富士燃料出張所において実施する配管気密役務（以下、“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.2.1 派遣員

官側の施設等において整備を実施する者

1.2.2 技術員

作業現場において技術指導、監督等を行う者

1.2.3 監督職員

富士燃料出張所の隊員で、整備箇所等において細部の指示を行う者

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において仕様書の一部をなすものであり、入札時又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

役務は、必ず有資格者を含む人員で実施するものとする。また、器材類の機能及び性能不良、並びに外観に有害な異常（きず、割れ等）があってはならない。

なお、火気厳禁地域であるため、作業にあたっては、火花等が発生するような方法で作業を行うことは厳禁とし、消防法、安全衛生等の関係法令を順守し実施する。

2.2 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2に示す“点検”とし、欠陥箇所及びその状況等は調達要領指定書に示す。

2.3 整備の作業方式

作業方式は、調達要領指定書で特に定める場合を除き、“標準作業方式”によるものとし、標準作業

は、表 1 による。

表 1-標準作業表

区分	工程名	作業内容
診断作業	点検	目視等によって整備箇所の外観等を点検し、不具合箇所を判定する。
	分解	修理が可能となる範囲に分解する。
	洗浄・清掃	圧縮空気、洗油等によって、付着しているごみ等を洗浄除去し、清掃する。
整備作業	組立て	番号 3 で分解した部品の組立て及び交換などによる部品の組立てを行う。
	試験	3.1 による。
	塗装・防せい処置	2.5 による。
	完成検査	3.2 による。

2.4 整備実施場所等

整備実施場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.6 b)に示す“官側の施設など”とし、整備対象となる器材の位置については調達要領指定書によって示す。

2.5 部品・副資材

部品及び副資材は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9による。

2.6 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.10によるものとし、塗装区分は“B塗装”とする。

2.7 外観

外観は、GLT-CG-Z500002の2.12.1によるほか、次による。

- a) 塗装、めっき、りん酸塩皮膜などを施してある箇所に地金が見えたり、腐食の原因となるきずなどがないこと。
- b) 緊締部にがたがなく、溶接及びはんだ付け箇所に、剥離・亀裂がないこと。

2.8 役務作業の中止

役務作業の中止については、GLT-CG-Z500002の2.14による。

2.9 契約相手方の義務

契約相手方は、役務の実施にあたり役務の円滑なる進捗を図るとともに、各種関係法令の適用は、契約相手方の負担と責任において行うものとする。

なお、完成検査までは整備対象器材の損傷等の事故に対しては契約相手方の責任とする。

3 品質保証

3.1 試験

整備を実施した箇所を含めて配管内に燃料を通し、修理を実施した箇所から漏れのないことを官側と契約の相手方の双方で目視によって確認する。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という）が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 無償貸付品・官給品

無償貸付品及び官給品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.1による。

4.2 提出書類

提出書類、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2による。

表2-提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期	注記
1	工程表	1	b)	契約後速やかに	様式は、社内規格による。 使用材料を含む
2	施工写真帳 ^{a)}	b)		役務作業完了後速やかに	—
3	作業記録（役務完了調書）			各日の作業終了後	様式を図1に示す。
4	役務時間確認書			各日の作業終了後	様式を図2に示す。
5	派遣員名簿			契約後速やかに	様式を図3に示す。
注 a) 施工写真帳の作成については、事前に担当官の指示を受けるものとする。 b) 部数及び提出先については、調達要領指定書によって指定する。					

4.3 事前承認

契約相手方は、役務作業開始に先立ち、4.2に示す“工程表”を官側に提出し、事前に承認を受けるものとする。

4.3 保証期間

保証期間は、調達要領指定書で定める場合を除き、検査合格の時から1年とする。

4.4 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表等は、本契約終了後であっても防衛省の承認なく行ってはならない。また、整備実施以外の場所においても、無許可の撮影をしてはならない。

4.5 安全管理

地域内は火気厳禁地域であり、その行動は富士燃料出張所職員の指示に従うものとする。

4.6 その他

GLT-CG-Z500002の箇条7によるほか、次による。

- a) 契約の相手方の当該駐屯地（施設等を含む。）などへの立入りは、それぞれ立入許可権者の定める要領による。
- b) 契約の相手方は、役務で発生した梱包材及び産業廃棄物を処分するものとする。
- c) 官側の支援はGLT-CG-Z500002の7.3によるほか、現地整備に必要な電力、水などの使用は、契約担当官等と調整する。
- d) 支援の要請について、契約の相手方は、整備のための試験・検査などの諸作業のうち、契約の相手方の施設、器材、人員などで行うことができないものは、事前に契約担当官等に申請し承認を得て、官側

の支援を要請することができるものとする。

e) 仕様書の内容について疑義を生じた場合は、官側と協議するものとする。

f) 工事位置

富士燃料出張所施設配置図を図4に示す。

作業記録（役務完了調書）				
実施月日	令和 年 日 曜日	監督官		検査官
契約業者名				
実施場所				
派遣員の区分				
派遣員の種類				
作 業 内 容				
作業細部	実施時刻	工数	実施者名	必要事項又は所見

- 注記1** 本表は、派遣員自身が原則として毎日作成すること。
- 注記2** 派遣員は、必ず工数を記入し、監督官の確認を受けるものとする。
- 注記3** 今後参考となる派遣員の所見等は、可能な限り詳細に記入すること。
- 注記4** 本表の作成は、技術員と派遣員をそれぞれ別葉に作成すること。
- 注記5** 用紙の規格は、JIS P 0138のA4とする。

図1—作業記録（役務完了調書）の様式

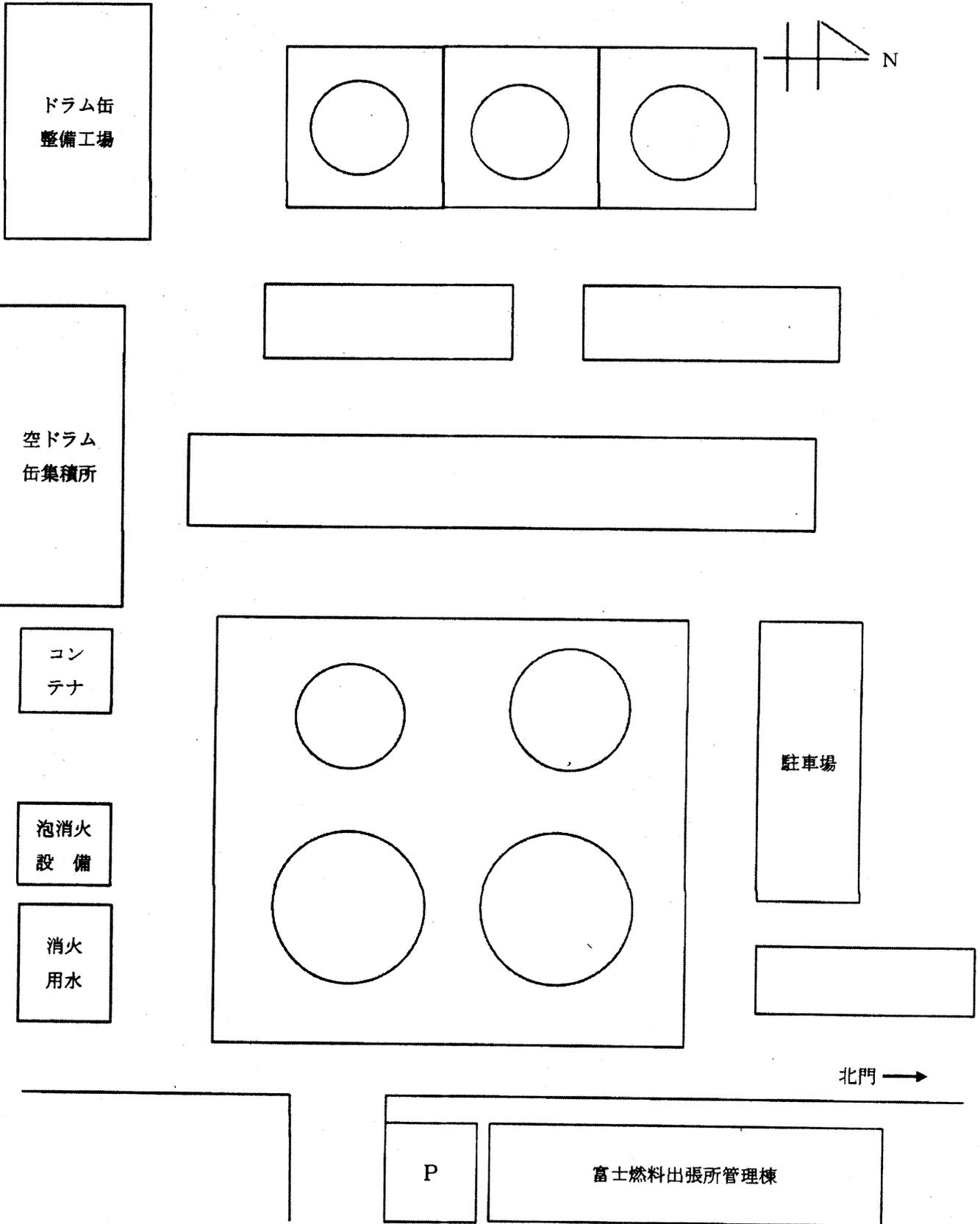


図4—富士燃料出張所配置図

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	5PU91A00001
	調達要求年月日	令和7年4月4日
	作成部隊	関東補給処富士燃料出張所
	作成年月日	平成24年10月29日
品名	配管気密検査の役務	
仕様書番号	EFP-Z500032B	

指定事項

1 仕様書 1.4「役務の種類」

- (1) 実施項目 抜き取り, 検査, 機能検査
- (2) 配管機密検査については, 細部配管図(図-2)に従い20コの系統に区分し実施するものとする。
- (3) 検査要領は, 「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の第71条の2」を準用する。
- (4) 配管機密検査における抜き取りを実施した燃料については, 燃種ごとにすべて官側へ戻すものとする。

2 仕様書 2.2「役務対象品等」

- (1) 役務実施場所 陸上自衛隊駒門駐屯地富士燃料出張所地域(図-1)
- (2) 役務対象品 富士燃料出張所施設内の燃料配管(図-2)20コ系統

3 仕様書 4.1「提出書類」

- (1) 部数については, 2部提出するものとする。
- (2) 提出先 関東補給処富士燃料出張所

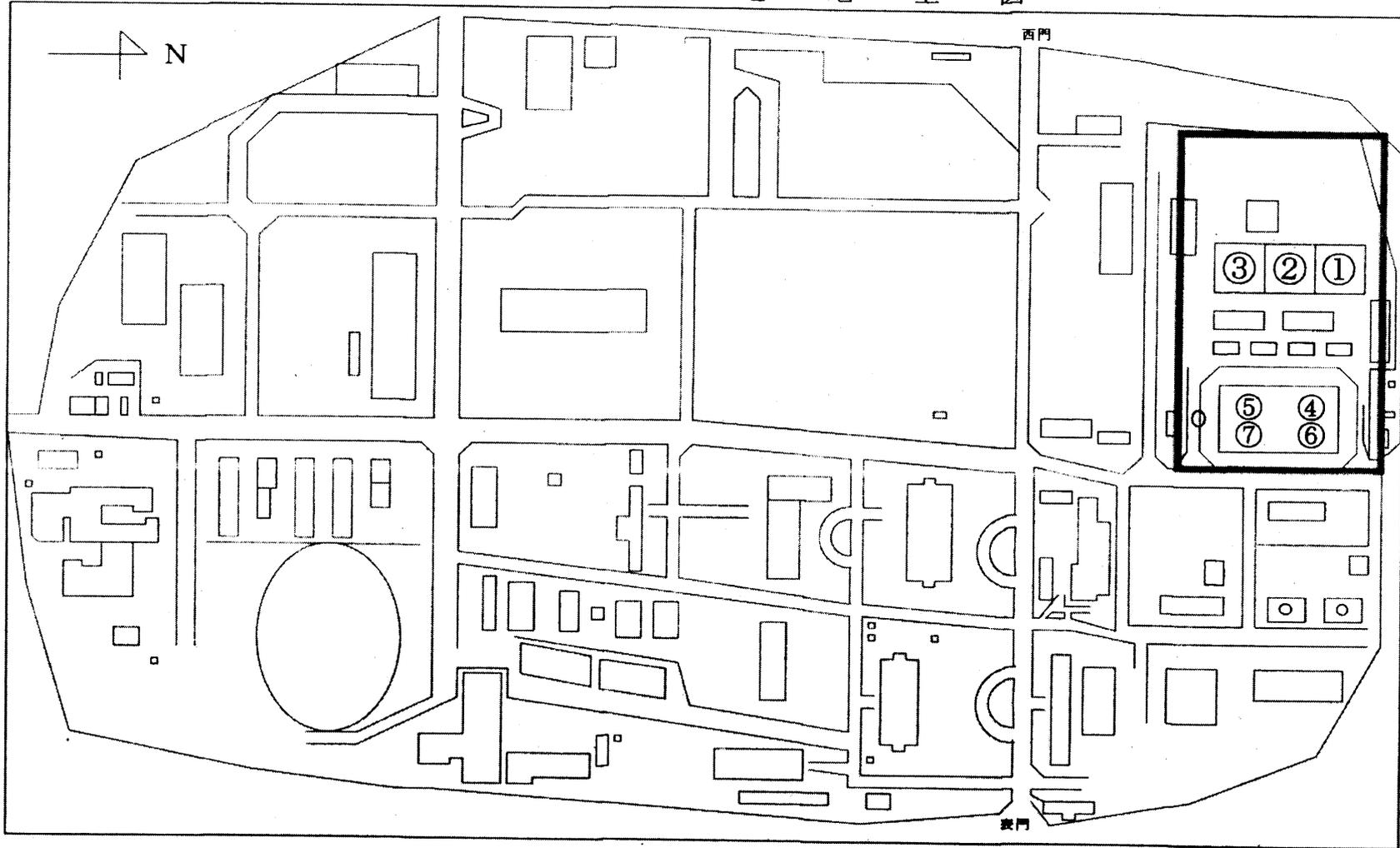
4 整備場の注意事項

- (1) 作業中の安全管理は, 請負者の責任とする。
- (2) 検査により生じた不具合・災害については請負者が全責任を負うものとする。
- (3) 検査に必要な材料・部品その他の資材は, 全て請負者の負担とする。
- (4) 検査終了後監督官の指示に従い速やかに原状復帰するものとする。

5 その他

落札後、入門予定者名簿及び身分の証明できるもの「在留カード等・免許証・パスポート・マイナンバーカード」等のコピーを提出する。

駒門駐屯地全図



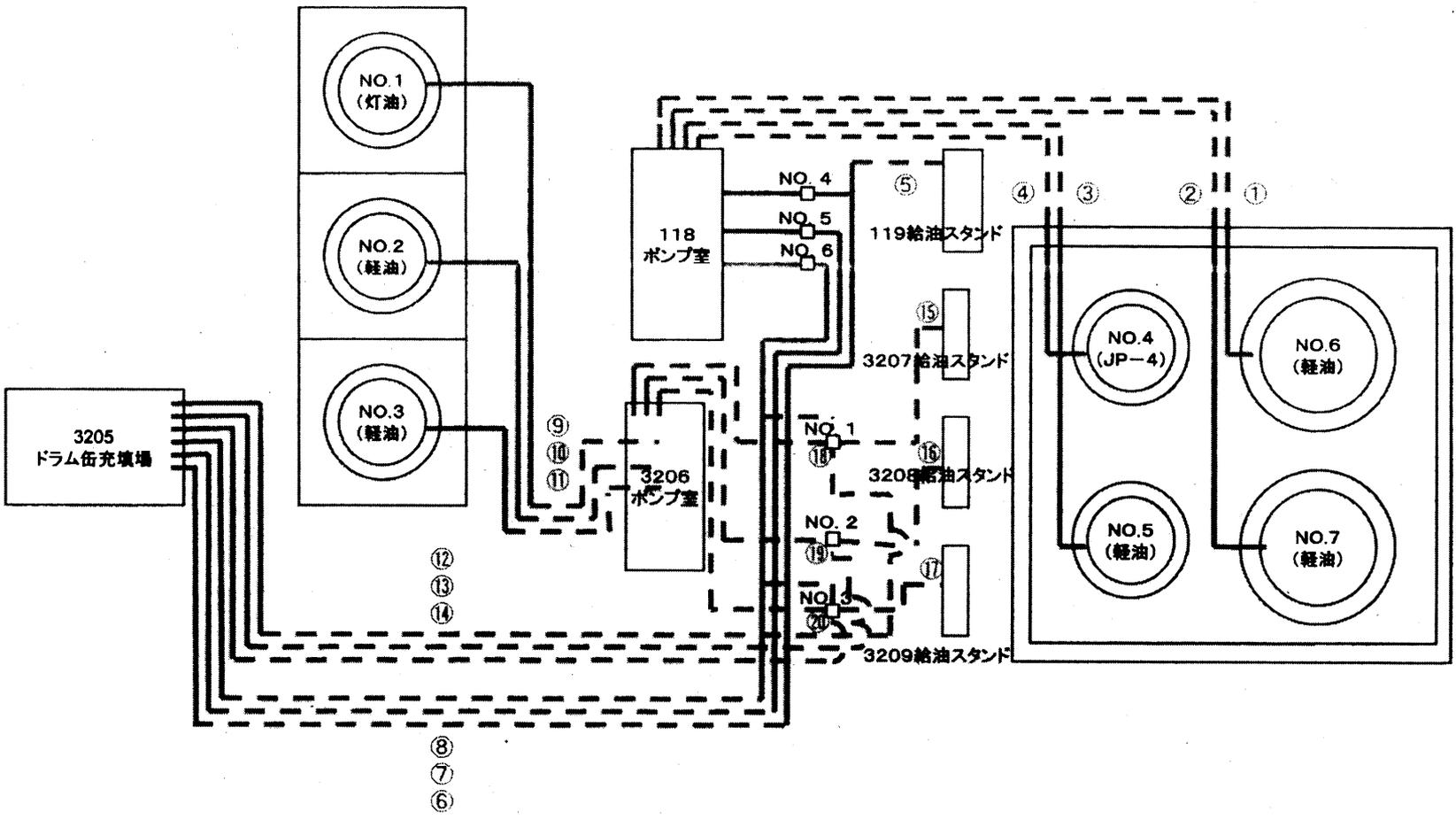
工事名所	配管気密検査役務	図面番号	1
図面場所	陸上自衛隊駒門駐屯地	作成年月日	2.7.1
関東補給処 富士燃料出張所			

駐地	屯名	駒門	図面名	細部配置図	建物番号	部隊	富士燃料出張所	作成年月日	2.7.1
								図番	2

凡例

- 露出配管
- - 埋設配管
- フィルターセパレーター
- ①~⑳ 気密検査経路番号

133
油庫庫



空調機保守点検役務

件名	空調機保守点検役務	図番	1 / 3
図名	表紙	縮尺	—
陸上自衛隊胸門駐屯地業務隊管理科		令和7年3月28日	

特記仕様書

1 件名
空調機保守点検役務

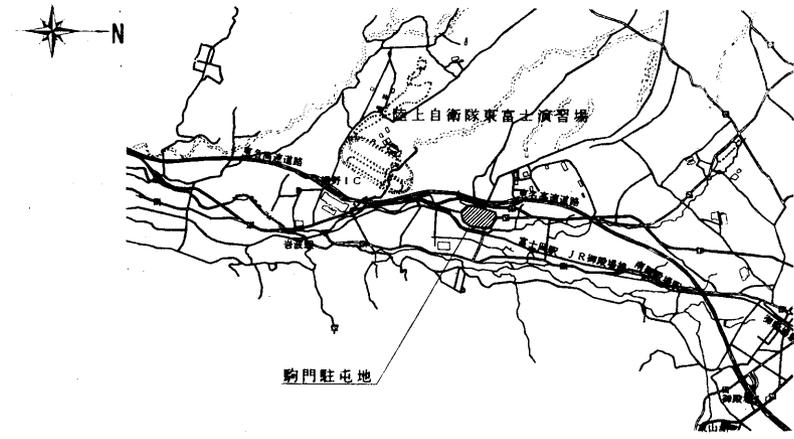
2 場所
静岡県御殿場市駒門5-1 陸上自衛隊駒門駐屯地

3 概要
駒門駐屯地内空調機の保守点検 1式

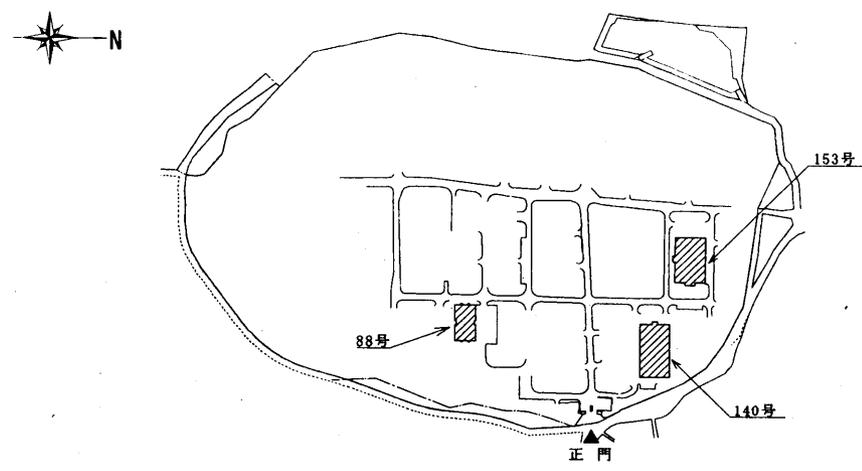
4 対象建物
88号建物、140号建物、153号建物

5 一般仕様

- (1) 本仕様書及び図面は、陸上自衛隊駒門駐屯地において実施する「空調機保守点検役務」について必要な事項を規定する。
- (2) 本役務は本仕様書、図面のほか国土交通省大臣官房庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書 最新版」の規定に基づいて行う。
- (3) 本仕様及び図面に明記のないとき、又は疑いを生じたときは、監督官の指示に従う。
- (4) 提出書類等は、監督官の指示に従い遅滞なく速やかに提出すること。
- (5) 本仕様書に記載及び監督官の指示がなくとも技術上当然なすべき事項は、受注者の責任において実施すること。
- (6) 本役務の実施に伴い施設等に損傷を与えた場合は遅滞なく監督官に報告するとともに監督官の指示に従い、受注者の責任において現状に復旧すること。
- (7) 作業現場は、常に整理整頓及び清掃を行い、火災等の事故防止に努めるとともに駐屯地規則及び関係諸規則を遵守し、役務を実施するうえで必要かつ適切な処置を行う。
- (8) 作業写真は、着手前、中、後及び隠蔽となる部分のほか、監督官の指示する箇所とし役務写真帳(A4版)に整理のうえ1部提出する。細部は監督官の指示による。
- (9) 本役務の実施にあたり危険が予想される場所及び高所作業は、安全帯を使用する等必要な安全対策を実施し現場の危害防止に努めるものとする。
- (10) 本役務の実施にあたり作業現場及び許可された場所以外の立ち入り、指定場所以外での喫煙は厳禁とする。
- (11) 「建築保全業務共通仕様書」にある点検項目以外で点検が必要な場合は、併せてこれを確実に行うものとする。
- (12) 点検時に汚れ、さび等確認された場合は確実に清掃・除去を実施すること。その際には、配管等を損傷させないように十分に注意して実施すること。
- (13) 冷暖房期間中に、空調機に不具合等が発生した場合は早急に対応するものとし、部品交換等が生じる場合は監督官と調整するものとする。
- (14) 機器の異常、劣化や損傷が確認された場合、その都度その箇所の写真を処置方法の措置案を記載した役務完了報告書に添付し、見積書と共に1部提出すること。



案内図 S=1:80,000



配置図 S=1:5,000

件名	空調機保守点検役務	図番	2 / 3
図名	仕様書・案内図・配置図	縮尺	図示

6 空調機詳細

本作業の対象機器は下表による。なお、「関連」は同じ冷温水等を共有する機器を表す。「周期」の項目に示す「定期点検」は平成二十六年経・環告示第十三号第二の2に規定する「管理第一種特定製品」の点検の要件を満たす点検をいう。

建物番号	機器名	仕様	関連	場所	周期
88号	ユニット型 空調機	昭和鉄工 CH-120EK 冷房能力：61.7kW 暖房能力：44.8kW	A	2階 機械室	冷房イン 暖房イン
	ユニット型 空調機	昭和鉄工 CH-080EK 冷房能力：35.7kW 暖房能力：22.5kW	A	3階 機械室	冷房イン 暖房イン
	吸収式冷温水機	矢崎 CH-MG40ST 冷凍能力：118kW 加熱能力：106kW	A	1階 機械室	冷房イン 暖房イン
	冷却塔(開放型)	荏原シワ SDW-U50ASD 冷却能力：260kW	A	屋外	冷房イン 冷房オフ
140号	ユニット型 空調機	新晃 DV22 冷房能力：273.3kW 暖房能力：172.1kW	E	1階 機械室	冷房イン 暖房イン
	吸収式冷凍機	日立 HAU-WL150S 冷凍能力：405.8kW	E	1階 機械室	冷房イン 冷房オフ
	冷却塔(開放型)	荏原シワ SDW-R120AS 冷凍能力：779.1kW	E	屋外	冷房イン 冷房オフ
153号	ユニット型 空調機	暖冷工業 DVU-320R 冷房能力：198.5kW 暖房能力：173.3kW	G	機械室	冷房イン 暖房イン
	吸収式冷凍機	矢崎 CH-KG70STU43 冷凍能力：141.0kW	G	機械室	冷房イン 冷房オフ
	吸収式冷凍機	矢崎 CH-KG70STU43 冷凍能力：105.0kW	G	機械室	冷房イン 冷房オフ
	冷却塔(開放型)	三菱樹脂 HT-70MEA-Ri 冷却能力：445kW	G	屋外	冷房イン 冷房オフ

7 作業実施時期

作業実施時期については下表のとおりとし、細部日程は官側との調整による。

作業内容	時期
冷房イン点検	5月下旬
冷房オフ・暖房イン点検	10月中旬

件名	空調機保守点検役務	図番	3 / 3
図名	仕様書	縮尺	-